



空き家の未来を一緒に考えてみませんか?

近年、少子高齢化の進展や本格的な人口減少社会の到来により、全国的に空き家が増加し、特に適切な管理が行われていない空き家については景観、防災、衛生などのさまざまな面で周辺の生活環境に悪影響をおよぼしており、社会問題となっています。

市では、空き家対策のためにさまざまな制度を用意しています。適切な管理を行っている空き家は、利活用できる可能性があります。空き家がトラブルの原因とならないように、できる対策を考えてみませんか？



空き家の問題

- 雑草が繁茂し、樹木の枝が隣接する敷地にはみ出す
- 折れたアンテナ、壊れた窓ガラスが落ちて通行人に危険がおよぶ
- 火災や倒壊の危険性がある
- 不審者に侵入されたり、ごみを不法投棄されたりする
- 害虫(ゴキブリ、ハエ、蚊、ハチの巣など)や害獣(たぬきなど)のすみかになり被害が出る



空き家の所有者には管理責任があります

「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、空き家の所有者または管理者には、周辺の生活環境に悪影響をおよぼさないよう、空き家を適切に管理する責務が定められています。

空き家を放置し続けると、倒壊、火災などの危険性や防犯、衛生上の課題も生じます。管理不全な空き家が原因で周囲の家屋や通行人などに

被害をおよぼした場合、その建物の管理責任がある所有者・管理者へ、損害賠償を請求される場合があります。さらに、管理不全な状態である空き家を放置していると、「管理不全空家等」として、「指導」「勧告」を行政から受けられる可能性があります。空き家は放置せず、早い段階で対応することが重要です。

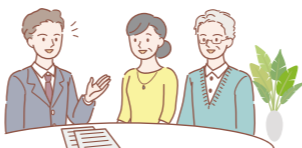
空き家に悩んでいたら...

◆空き家相談会 無料

空き家の管理や利活用について専門家が、空き家の所有者・管理者からの相談に応じます。年4回開催で次回は8月23日(日)午前10時～午後1時、植田市民行政センターで開催予定です。※各会場や時間については、市報や市ホームページでご確認ください。

◆空き家相談出張窓口 無料

空き家の管理や利活用、空き家に関する情報提供など、市内の空き家問題全般について、市の職員が相談に応じます。
日時：毎月第3木曜日 午前10時～正午、午後1時～3時 ※5月、8月、10月、1月を除く
場所：J:COM ホルトホール大分1階 まちづくり情報プラザ



老朽化した空き家を除却したい

◆老朽および準老朽危険空き家等除却補助

老朽危険空き家等の所有者などが除却を行う場合に補助します(その他条件あり)。

補助の対象となる建築物	補助対象経費	補助金の額
①1年以上使用していない空き家 ②木造または鉄骨造の住宅(主として居住の用に供される物件) ③住宅の老朽の程度が市の定めた基準以上 ④周辺の生活環境に悪影響を与えているもの ※③④は職員が現地調査を行います。	①対象建築物の除却および除却に係る廃材の運搬および処分にかかる経費 ②門扉、塀、立木等の撤去に要する経費(対象建築物の除却と同時にする場合のみ) ※敷地内を更地にする工事であること ■準老朽危険空き家等は昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅で、耐震診断等で耐震性がないと認められるものが対象	補助対象経費の2分の1以内もしくは市の定める額のいずれか小さい額 ※1つの敷地に対して上限100万円 ■準老朽危険空き家等は補助対象経費の100分の23以内もしくは市の定める額のいずれか小さい額 ※1つの敷地に対して上限50万円



空き家を活用したい

資源に変えて有効活用!

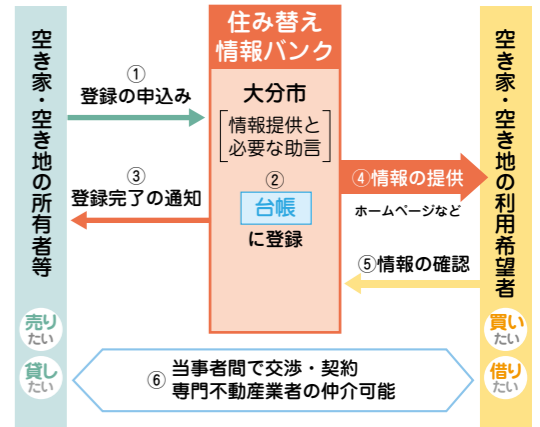
◆大分市住み替え情報バンク

空き家・空き地の利用を希望する人に、市内の空き家・空き地の賃貸や売却を希望する所有者などから寄せられた物件などの情報を提供するシステムです。

大分市住み替え情報バンクに登録している空き家を購入し、移住などをすることは補助があります(その他条件あり)。

- 移住者購入補助事業
登録空き家等の購入に係る経費の10分の10(上限50万円) ※子育て加算あり
- 大分市中古住宅で始める子育て新生活応援事業
登録空き家等の購入に要する経費の10分の10(上限30万円) ※親世帯と近居または同居となる場合、15万円の加算あり。

大分市住み替え情報バンクの仕組み



空き家を改修したい

空き家等を改修して「大分市住み替え情報バンク」に登録した場合や、地域活性化に資する福祉・文化用途の施設等に転用した場合に、経費の一部を補助します。※耐震性を有している空き家が対象になります。(その他条件あり)

◆流通促進事業

空き家の改修を行い、大分市住み替え情報バンクに登録すること。

- 補助対象経費
改修工事等に係る経費の2分の1(上限50万円)

◆家財整理促進事業

空き家内にある家財を整理、搬出、搬出後の住居部分の清掃を行い、大分市住み替え情報バンクに登録すること。

- 補助対象経費
家財整理に係る経費の10分の10(上限10万円)

◆転用促進事業

空き家の改修工事等を行い、福祉・文化用途等に転用し、地域活性化に資すると市長が認める事業

- 補助対象経費
改修工事等に係る経費の2分の1(上限100万円)

空き家を改修した人にお話を伺いました



新田さん

転用促進事業を使って、空き家をコミュニティ施設に改修しました。和室だった部屋の畳をはがしてフローリングにし、壁紙も張り替えました。

ホルトホールで行われた相談会に参加し、その後市役所で相談して転用促進事業を利用することになりました。10年近く空き家にしていたのですが、私だけでなく母や息子が住んでいた思い出のある建物だったので、また利用できるようになりました。

空き家の相談会や除却について 住宅課 ☎585-6012 ☎585-5072
大分市住み替え情報バンクや空き家の改修について